お部屋を借りるときの保険

株引換券の付与に関する規約

株引換券の付与に関する規約（以下「本規約」といいます。）は、お部屋を借りるときの保険（賃貸家財総合保険）における株引換券の付与に関する事項を定めたものです。
日新火災海上保険株式会社（以下「当会社」といいます。）は株引換券に換算するポイントを付与し、株式会社カブ&ピース（以下「カブアンド」といいます。）は当該ポイントに応じて株引換券を付与します。
同ポイントの換算による株引換券の付与を希望されない場合には、その旨を当会社にご連絡ください。
本規約におけるポイントとは、カブアンドが付与する株引換券に換算する目的で当会社が付与するものです。
（注）お部屋を借りるときの保険（賃貸家財総合保険）は、日新火災海上保険株式会社を引受保険会社とする家財保険です。

本規約において特別の定めのないものについては、「カブアンド会員利用規約」の定めに従うものとします。
＜カブアンド会員利用規約＞
https://kabuand.com/documents/kabuand-terms.pdf

１．対象商品
お部屋を借りるときの保険（賃貸家財総合保険）

２．対象者
対象商品の契約者

３．ポイントおよび株引換券の付与者
当会社は、対象保険料に応じてポイントを付与します。カブアンドは、当会社が付与したポイントに応じて株引換券を付与します。

４．付与条件
当会社によるポイントの付与およびカブアンドによる株引換券の付与は、対象商品を契約する場合で、以下の条件をすべて満たすときに行います。
（1）契約の申込時から株引換券の付与時まで継続してカブアンド会員であること。
（2）付与判定日までに契約が締結されていること。
（3）付与判定日までに契約の取り消し、解約または解除がされていないこと。

５．対象保険料
契約時の保険料

（注）契約が自動継続される場合は、継続時の保険料

６．付与されるポイントおよび株引換券

対象保険料 100 円につき、1 ポイント（株引換券 1 枚相当）の付与

（注）

・株引換券付与アップのキャンペーンなどは適用されません。

・プラス会員またはプレミアム会員に登録されている場合でも、一律対象保険料 100 円につき 1 ポイント（株引換券 1 枚相当）の付与となります。

・小数点以下は切り捨てとなります。

７．付与上限

1 契約につき 3,000 ポイント（株引換券 3,000 枚）

８．付与判定日

保険始期日の属する月の 3 か月後の末日

９．付与時期

保険始期日の属する月の 5 か月後の 10 日頃

１０．その他の注意事項

（1）株引換券の有効期限や保有枚数は、カブアンドのマイページで確認いただけます。

（2）契約申し込み後にお客さまがカブアンド会員を退会した場合、株引換券は付与されません。

（3）株引換券に換算するポイントは契約時の保険料に基づいて付与されるものとし、契約内容変更などによる当該ポイントおよび株引換券の増減は発生しません。

（4）次の場合、当会社は、お客さまに付与した株引換券に換算するポイントまたはそのポイントに相当する金額の返還を請求することができます。

①お客さまが、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合で、普通保険約款の規定により保険契約が無効となったとき。

②お客さまの詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合で、普通保険約款の規定により当会社が保険契約を取り消したとき。

③偽りその他不正な手段により株引換券を取得したことが確認されたとき。

（5）当会社は、お客さまに事前に通知することなく、本サービスの内容または本サービス提供の条件の変更（株引換券に換算するポイント付与の停止、対象保険契約の変更、株引換券に換算するポイント付与数の変更などを含みます。）を行うことがあり、また、本サービスを終了または停止することがあります。お客さまはこれをあらかじめ承諾するものとします。当会社は、上記の変更によりお客さまに不利益または損害が生じた場合でも、これらについて一切責任を負いません。

（6）保険加入に伴う株引換券の付与は、募集経費の削減効果などをカブアンド会員に還元する制度です。

日新火災海上保険株式会社